

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第43号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年総社市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第2項及び第9条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)及び(2) 略 2及び3略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 略 2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、第1項中「<u>深夜における</u>」とあるのは、「<u>深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における</u>」と、第2項中「<u>当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が<u>要介護者（配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの</u>をいう。以下同じ。）の介護をするため、<u>任命権者が、規則の定めるところにより</u></p>	<p>(1)及び(2) 略 2及び3略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第9条 略 2及び3 略</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（<u>以下この項において「要介護者」という。</u>）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における</u>」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇<u>及び介護休暇</u>とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの<u>介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>、<u>職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 <u>介護休暇については、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p><u>（介護時間）</u></p> <p><u>第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>介護時間については、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p><u>（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）</u></p> <p>第17条 <u>病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>2 <u>介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とするいずれかの継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p> <p>3 <u>介護休暇については、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p><u>（病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認）</u></p> <p>第17条 <u>病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p>

（総社市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 総社市職員の育児休業等に関する条例（平成17年総社市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「移動後条号等」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条号等とし、移動後条号等に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条号等（以下「追加条号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分

(条、号及び号の細目の表示及び追加条号等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 略 <u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u> 第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第2条の3 略 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) <u>育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u> ア 死亡した場合 イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合 (2) <u>育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u> ア 前号ア又はイに掲げる場合 イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定によ</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 略 (育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第2条の2 略 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、<u>若しくは出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>る請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p>(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、<u>産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p><u>(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略</p> <p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年総社市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項の規定を受ける職員の勤務の形態は、次に掲げる勤務形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超え</p>	<p>(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p> <p>（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め<u>若しくは</u>出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を<u>失</u>い、<u>又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p> <p>(2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p> <p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年総社市条例第30号）第4条第1項の規定を受ける職員の勤務の形態は、次に掲げる勤務形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。ただ</p>

改正後	改正前
<p>ないものに限る。)とする。ただし、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除くものとする。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による<u>介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p>	<p>し、育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除くものとする。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(以下「新条例」という。)第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。
- 3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、新条例第8条の3第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。